

まち美化パトナー募集

市内の道路、公園、河川などの環境美化活動をボランティアで行っていただき、「まち美化パトナー」を募集しています。パトナーの活動に対しては、市が活動に必要な物品・用具類の支給や、ボランティア活動保険への加入などの支援を行います。

美しいまちづくりの輪を広げてみませんか。

■対象 2人以上の団体

■活動内容

○清掃活動（空き缶、吸い殻、ごみなどの回収）

○除草、草花の植栽

○情報提供（公園の遊具や道路などの破損の連絡）

■申込方法

申込先にある「まち美化パトナー届」に必要事項を記入して提出してください。

■申込先

○市庁舎本館市民相談課 市民活動支援係（内線2466）

○東予総合支所総務課

○丹原総合支所総務課

○小松総合支所総務課

○総務調整係（内線230）

○総務調整係（内線212）

危険物取扱者試験（前期）

■試験の種類

○甲種危険物取扱者試験

○乙種全類（1〜6類）危険物取扱者試験

○丙種危険物取扱者試験

■試験日 6月10日(日) 10時

■試験地 西条市、今治市、新居浜市、ほか

■願書受付期間

4月9日(月)〜18日(水) 必着

■願書配布場所

（財）消防試験研究センター愛媛県支部、県内の各消防本部または各地方局県民生活課

■問合せ

○消防本部予防課 危険物係  
TEL0897-56-0251

○（財）消防試験研究センター愛媛県支部  
TEL089-1932-8808

鯉のぼりを集めています

西条市観光協会ともたき実行委員会では、観光宣伝事業の一環として、ご家庭で不用になった鯉のぼりを集めています。

集めた鯉のぼりは、毎年加茂川トリム公園付近に渡し、五月晴れの空の下、元氣よく

歌会始のお題と詠進要領 今年「火」

平成20年の歌会始のお題は「火」と定められました。

■詠進要領

- ①詠進歌は自作の短歌1人1首とし、未発表のもの。
- ②書式は、半紙（習字用）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名・ふりがな）、生年月日、職業（具体的に。無職の場合は「無職」）を縦書で書いてください。
- ③半紙には、毛筆で自書してください。
- ④病気の方・身体に障害のある方は、代筆、ワープロ、パソコンなどを使用できます。この場合、理由（代筆の場合は代筆者の住所・氏名を併せて）を別紙に書いてください。視覚に障害のある方は点字での詠進が可能です。

■注意事項 次の場合は失格となります。

- ①お題を詠んでいない場合②1人で2首以上詠進した場合③すでに発表された短歌と同一か類似していた場合④詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌、その他の出版物、年賀状などで発表した場合⑤代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められる場合⑥住所、氏名、生年月日、職業を書いていない場合、その他詠進要領によらない場合。

■宛先 封筒に「詠進歌」と書き添え、9月30日(日)（消印有効）までに「〒100-8111 宮内庁」へ郵送してください。

■問合せ 郵便番号・住所・氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日(木)までに宮内庁式部職へ郵送でお問い合わせください。また、宮内庁のホームページをご参照ください。

URL <http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>



泳がせています。不用の鯉のぼりがありましたら、ぜひご連絡ください。  
■連絡先 市庁舎別館観光振興課内 西条市観光協会 (内線2554)

山林火災予防運動 実施中

5月31日(木)まで

この時期は季節風が吹き、降雨量が少なく、空気が乾燥し、火災の発生しやすい気象条件が重なっています。さらに、枯葉が地上に積もり、下草も枯れていることから、一度火災が発生すると、非常に大きな被害となる恐れがあります。



山火事を防ぐために、消防本部・消防署・消防団では林野火災の警戒を強化していますが、市民の皆さん一人ひとりが予防対策の徹底を図り、森林の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切です。

伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ